

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	34 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	27 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	19 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月及び同年 3 月

夫が昭和 63 年 2 月に会社を退職した後、私が A 市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、送付された納付書で同市役所窓口で二人分の保険料を納付しており、保険料額は 1 か月 8,000 円くらいだったと記憶している。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和 63 年 2 月に会社を退職した後、A 市役所で夫婦の国民年金の加入手続を自身が行い、同市役所窓口で二人分の保険料を自身が納付していたとしているところ、申立人が記憶している保険料額、納付場所及び納付方法は当時の状況と符合しており、申立人が 2 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間以外に未納は無く、種別変更手続も適切に行っていることから、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫は申立期間が未納とされていたが、第三者委員会への申立てにより国民年金保険料納付記録が平成 21 年 8 月に訂正され納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 7 月頃、会社を退職し、同時期に A 市役所で国民年金の加入手続をした。私の父、母及び姉も国民年金に加入しており、保険料は自宅に来た銀行員に私を含めて 4 人分を渡して、一緒に納付してもらった。国民年金だけでは受給額が少ないので、途中から国民年金基金にも加入した。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 7 月頃、会社を退職し、同時期に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は自宅に来た銀行員に納付してもらったとしている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、59 年 4 月又は同年 5 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の保険料は遡って納付することが可能であり、申立人が 21 か月間と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料を全て納付している上、国民年金と厚生年金保険との切替変更手続を適切に行っており、国民年金制度に対する理解度と保険料の納付意識は高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から 55 年 3 月までの期間及び 59 年 1 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 8 月から 55 年 3 月まで  
② 昭和 59 年 1 月から同年 6 月まで

申立期間の国民年金については、妻が加入手続及び保険料納付をしてくれたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金について、その妻が加入手続及び保険料納付をしてくれたはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 55 年 9 月頃に払い出されたと推認され、この時点では、申立期間は納付可能な期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとするその妻は、申立期間の頃の保険料額、納付場所及び納付方法を具体的に記憶している上、申立人が申立期間①の 8 か月及び申立期間②の 6 か月と短期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月及び同年3月  
② 平成6年5月

私は20歳になった平成3年\*月頃、両親の勧めがあり、国民年金に加入するのは義務であるとの意識から、私又は父が私の国民年金の加入手続をA町役場（現在は、B市C支所）で行った。申立期間①の国民年金保険料の納付については、学生であった私又は父が同町役場で納付し、申立期間②の保険料の納付については、私がD市のE区役所又はF区役所において納付した。申立期間の保険料が未加入又は未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②の国民年金保険料の納付について、申立人がD市のE区役所又はF区役所において納付したとしているところ、申立人のオンライン記録から、申立期間②前後の保険料が納付済みであることが確認でき、申立人が1か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立人は、申立期間①について、申立人が20歳になった平成3年\*月頃、申立人又はその父が申立人の国民年金の加入手続をA町役場で行い、申立期間①は、申立人又はその父が同町役場で納付したとしているものの、申立人及びその父は、申立期間①の納付した保険料額等を明確に記憶していないとしており、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険

者の資格取得時期から、平成5年8月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、申立期間①当時は学生であったとしており、学生の強制加入適用の開始が平成3年4月からであることから、学生であった申立期間①は任意加入期間であり、制度上遡って国民年金保険料を納付できない期間である。

加えて、当委員会において、オンライン記録による氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月及び同年 3 月

私は、昭和 57 年 10 月に会社を辞めて独立し、A 市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、銀行等で妻の分とともに、私が納付したと思う。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 10 月に会社を辞めて独立し、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、銀行等でその妻の分とともに納付したとしているところ、申立人が所持する年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿から、申立人は 57 年 10 月に国民年金に任意加入していることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 57 年 10 月頃に払い出されたと推認され、申立人の申述に不自然さは見られない。

また、申立期間直前の昭和 57 年 10 月から 58 年 1 月までについては、未加入期間又は未納期間であったとされているものが、本件申立てに先立って申立人が社会保険事務所（当時）に照会した結果により、納付期間に訂正されたものであり、行政の記録管理に不備が見られる。

さらに、申立期間の直前は納付済みとなっている上、申立人の妻は、申立期間について保険料が納付済みとなっており、申立人が、2 か月間と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年3月まで  
② 昭和47年9月から48年3月まで

申立期間①については、毎月、母親にお金を渡し、母がA組の集金人に国民年金保険料を納付していた。

申立期間②については、国民年金と厚生年金保険の両方に加入すれば、将来両方から年金が支給されると思い、母親に依頼し保険料を納付していた。

申立期間①が未納とされていること、及び申立期間②の納付記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、毎月、その母親にお金を渡し、その母がA組の集金人に国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和46年1月頃に払い出されたと推認されることから、申立期間①は保険料を納付できる期間である上、申立人が所持する「家計簿」に申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことが推認できる記載があり、その申述は信憑性<sup>びよう</sup>が高い。

また、申立人が12か月と短期間である申立期間①の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立期間②直前の昭和47年4月から同年7月までの4か月分の保険料が厚生年金保険との



重複納付を理由に平成 14 年 1 月に還付された記録となっている上、申立人が所持する「家計簿」に申立期間②に係る国民年金保険料を納付したことが推認できる記載があり、その申述は信憑<sup>びよう</sup>性が高い。

また、申立期間②の国民年金保険料が還付された記録は見られない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。しかしながら、申立人は、申立期間②については、厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 54 年 1 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 7 月から同年 12 月まで  
② 昭和 54 年 1 月から 55 年 3 月まで

申立期間①については、20 歳になった昭和 52 年\*月頃に A 区役所 B 出張所で国民年金の加入手続を行い、勤務していた C 店の売上金の入金などを D 銀行（現在は、E 銀行）F 支店で行っており、自分の国民年金保険料の納付も同支店で行っていた。

申立期間②については、勤務先の C 店が G 区へ出店することになり、私も G 区へ転勤することになったが、同区でも C 店の売上金の入金などを担当し、同区内の D 銀行 H 出張所（現在は、I 支店）で自分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20 歳頃に A 区役所 B 出張所で国民年金の加入手続を行い、勤務していた C 店の売上金の入金などを D 銀行 F 支店で行っており、申立人の国民年金保険料の納付も同支店で行っていたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 52 年\*月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間①は保険料を納付できる期間である。

また、申立人が 6 か月と短期間である申立期間①の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、勤務先のC店の出店に伴い、G区へ転勤後もC店の売上金の入金のため、D銀行H出張所を利用しており、申立人の国民年金保険料も同出張所で納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、昭和52年2月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間②は保険料を納付できる期間である。

また、申立人が15か月と比較的短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から10年5月1日まで  
社会保険庁(当時)の記録によると、株式会社AにB担当として勤務していた申立期間の標準報酬月額が減額されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年4月から10年4月までの期間は59万円と記録されていたところ、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日である同年5月1日以後の同年6月1日付けで申立人を含む7人の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられており、申立人の場合は、8年4月から10年4月までの期間の標準報酬月額が9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人が提出した平成9年7月度から同年12月度までに係る当該事業所の給与明細書における社会保険料控除額から判断すると、標準報酬月額は当時の最高額の59万円であることが認められる上、訂正前のオンライン記録によると、8年10月1日付け及び9年10月1日付けの定時決定の標準報酬月額59万円の記録が確認できる。

さらに、当該事業所の事業主に照会したところ、訂正処理が行われた当時は社会保険料の滞納があったことを認めており、複数の同僚は、「申立人は、営業担当の取締役であり、訂正事務処理に関与していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、この

ような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、59万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から10年6月1日まで  
社会保険庁(当時)の記録によると、株式会社AにB担当として勤務していた申立期間の標準報酬月額が減額されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年4月から10年5月までの期間は59万円と記録されていたところ、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日である同年6月1日付けで申立人を含む7人の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられており、申立人の場合は、8年4月から10年5月までの期間の標準報酬月額が9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、訂正前のオンライン記録によると、平成8年10月1日付け及び9年10月1日付けの定時決定の標準報酬月額59万円の記録が確認できる。

さらに、当該事業所の事業主に照会したところ、訂正処理が行われた当時は社会保険料の滞納があったことを認めており、複数の同僚は、「申立人は、取締役であったが営業担当のため、訂正処理に関与していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当た

らず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、59 万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C所における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日、株式会社AのD工場における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年3月31日から同年4月5日まで  
厚生年金保険の記録では、株式会社Aにおける申立期間の記録が無い。しかし、昭和43年3月31日付けでC所からD工場への転勤辞令を受け、また、同年4月1日付けで同工場E課への配属辞令も受けており、勤務は継続しているので、調査して訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人提出の株式会社Bの在籍期間証明書及び株式会社AのC所作成の辞令から、申立人が申立期間に株式会社Aに継続して勤務し（昭和43年4月1日付けで株式会社AのC所から同社D工場へ転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのC所における昭和43年2月のオンライン記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る事業主による保険料の納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険の資格喪失日を昭和43年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤



って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和29年9月30日から同年10月23日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を同年10月23日に訂正し、同年9月の標準報酬月額に係る記録を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和29年9月30日から同年10月23日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年11月16日から29年6月1日まで  
② 昭和29年9月30日から同年11月1日まで  
③ 昭和29年11月1日から30年1月31日まで

昭和24年11月に、B市のC社(現在は、株式会社D)に入社し、29年5月まで勤務した。その後E地に行き、同年8月から同年10月までF地のA株式会社に勤務した後、同年11月から株式会社Gに3か月ほど勤務したが、A株式会社での一部期間を除き厚生年金保険の記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和29年8月1日から同年10月31日までA株式会社に運転手として勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及びオンライン記録では、同年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月30日に被保険者資格を喪失したことが確認できる。

しかしながら、申立人が所持している当時の手帳(自身の歩みを記録したスクラップブック)には、昭和29年8月分及び同年9月分の給与

明細書が貼付されており、同年8月及び同年9月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるとともに、当該給与明細書貼付か所には、「E地に来て初めて僅か3か月だが勤めたところ（E地内の地理を覚えるため）」と添え書きしてある上、同手帳には、同社が29年7月23日に発行した申立人の身分証明書も貼付されていることを踏まえると、申立人は、当該身分証明書発行日の3か月後の同年10月23日までは継続して当該事業所に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和29年9月30日から同年10月23日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和29年10月23日から同年11月1日までの期間については、A株式会社は、申立人の勤務期間については不明と回答し、同僚の一人も申立人の勤務については不明と供述しており、申立人の勤務期間について確認することができなかつた上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②のうち、昭和29年10月23日から同年11月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、昭和29年10月23日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間①について、同僚の一人が「期間は分からないが、申立人は、営業職として勤務していた。」とする供述をしており、申立人がE地に来た後に職業安定所に提出したと考えられる「受付年月日 29.6.21」と

押印された求職票の職歴欄には、H町のC社に昭和24年11月から29年5月まで勤務したと記されていること、及び申立人が所持している写真に「I公園にて昭和27年4月21日C社主人以外全部数え年23歳」とコメントがあることから、申立人が、株式会社Dに勤務していたことは、うかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、株式会社Dが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年2月1日であり、申立期間①当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、株式会社Dの現在の代表取締役は、申立期間①当時の書類が保管されておらず、申立人の勤務実態を確認できないと供述している上、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人が株式会社Gに勤務していたことは、同社宛の申立人の氏名が記載された昭和30年の年賀はがき及び手帳に貼付された当時の申立人の名刺等からうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿から、株式会社Gが適用事業所であった記録は確認できない。

また、株式会社Gは、商業登記簿謄本から、昭和33年3月\*日にH地方裁判所により破産による廃止が決定していることが確認でき、当時の代表取締役も所在が分からず照会することができない上、申立人が申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和39年11月1日、資格喪失日は49年8月31日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和39年11月から40年9月までは8,000円、同年10月から41年9月までは9,000円、同年10月から43年4月までは1万2,000円、同年5月から44年6月までは1万8,000円、同年7月から46年7月までは2万4,000円、同年8月から47年7月までは3万円、同年8月から48年9月までは3万9,000円、同年10月から49年7月までは4万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月1日から49年8月31日まで  
私は、有限会社Aに昭和39年11月1日から49年8月30日まで勤務した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

有限会社Aは、申立人を雇用保険に加入させていたとし、労働保険事務組合に提出した失業保険事務依頼書から、申立人の雇用期間は昭和39年11月1日から49年8月30日までであるとしており、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答票においても、同期間であることが確認できる。

また、有限会社Aは、申立人の資格取得に係る届出の控えは無いとしているものの、申立人の厚生年金保険の資格喪失に係る届出（昭和49年8月31日）を行っていることが同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において確認できる。

一方、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人と同姓同名で生年月日も同一の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和39年11月1日、資格喪失日は

49年8月31日)が確認できる。

また、上記健康保険厚生年金保険被保険者原票の裏面には、傷病手当金を受給した記載が確認でき、同原票裏面に記載のある病院に照会したところ、当時、傷病手当金支給申請書の証明をしたとしている上、同傷病名は同原票裏面に記載のある傷病名と一致しており、同申請書の証明をした当時の申請人の住所は申立人の改製原附票に記された当時の住所と同一であることが確認できる。

さらに、有限会社Aは、申立人と同姓同名、同生年月日の入社者はいないとしている上、当該未統合の記録における被保険者期間は申立人の申立期間と一致している上、当該記録の厚生年金保険被保険者は、平成23年1月現在では80歳に達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことを踏まえると、当該記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和39年11月1日に被保険者資格を取得し、49年8月31日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人の有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和39年11月から40年9月までは8,000円、同年10月から41年9月までは9,000円、同年10月から43年4月までは1万2,000円、同年5月から44年6月までは1万8,000円、同年7月から46年7月までは2万4,000円、同年8月から47年7月までは3万円、同年8月から48年9月までは3万9,000円、同年10月から49年7月までは4万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額に係る記録を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで  
ねんきん特別便を見ると、A社に勤務した期間のうち、平成2年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録がなかった。

A社を退職したのは、平成2年3月31日であることから、納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社の保管する給与台帳により、申立人が申立期間に継続して勤務していたこと、及び平成2年3月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険の保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、平成2年3月の標準報酬月額については、A社における同年3月分の控除保険料額から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は、「資料が保存されていないことから、社会保険事務所（当時）に当該保険料を納付したか否かについては不明であるものの、厚生年金保険の資格喪失日に係る記載を誤った。」と供述していることから、事業主が平成2年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、

社会保険事務所は申立人に係る同年3月の厚生年金保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間のうち、平成8年10月から10年9月までに係る標準報酬月額を38万円、同年10月から11年9月までに係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から11年10月1日まで  
有限会社Aに勤務した期間のうち、平成8年10月から11年9月までの標準報酬月額が、支給された給料から控除されている厚生年金保険料に見合った標準報酬月額と相違している。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成8年10月から10年9月までの期間は38万円、同年10月及び同年11月は、41万円と記録されていたところ、同年11月27日付けで、8年10月に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、有限会社Aの事業主及び同僚二人については、オンライン記録において、申立人と同様に平成10年11月27日付けで8年10月に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるところ、そのうちの同僚一人は、「事業主が標準報酬月額の遡及訂正処理を行った。」と供述している上、ほかの同僚一人は、「社会保険事務所から同事業所に社会保険料の納付を促す電話が度々あった。」と供述している。

さらに、申立人から提出された申立期間の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は、平成8年10月から10年9月までの期間については標準報酬月額38万円、10年10月から11年9月までの期間については標準報酬月額41万円に基づき算定した厚生年金保険料と合致してい

ることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 10 年 11 月 27 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について 8 年 10 月 1 日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の 8 年 10 月から 11 年 9 月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、8 年 10 月から 10 年 9 月までは 38 万円、同年 10 月から 11 年 9 月までは 41 万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和46年12月23日とし、申立期間の標準報酬月額に係る記録を同年12月から47年9月までの期間は8万円、同年10月から48年9月までの期間は10万4,000円、同年10月は13万4,000円、同年11月は14万2,000円、同年12月から50年5月までの期間は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月23日から50年6月4日まで  
有限会社Aには昭和39年4月から52年4月まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において有限会社Aで勤務していたことが推認できるとともに、当該同僚のうち、給料支払明細書を所持し、事業主による厚生年金保険料の控除が認められる同僚一人が雇用形態、業務内容などの勤務実態が申立人と同じであったと供述していることから、申立人は、当該同僚と同様に、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書を所持している上記同僚の保険料控除額や申立人の給与額の多寡に関する複数の同僚の供述、オンライン記録で確認できる申立人及びこれら同僚の申立期間前後の厚生年金保険の標準報酬月額、申立人の有限会社Aに係る雇用保険の

記録における資格取得時の賃金額（17万7,000円）から判断すると、昭和46年12月から47年9月までの期間は8万円、同年10月から48年9月までの期間は10万4,000円、同年10月は13万4,000円、同年11月は14万2,000円、同年12月から50年5月までの期間は18万円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によれば、有限会社Aは、B区からC市への工場移転に伴い、昭和46年12月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、C市において、50年6月4日から再び適用事業所になっている。しかしながら、同社は適用事業所ではなくなった後も引き続き同年4月までD組合に加入している上、雇用保険の被保険者資格記録によると、申立期間当時に少なくとも10人が雇用保険の資格を取得していることが確認できることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと推認される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、確認できる関連資料が無く、当時の代表取締役も生存が不明であるが、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間③に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち昭和59年1月及び同年2月は24万円、同年3月は22万円、同年4月から同年7月までの期間及び同年9月から60年4月までの期間は24万円、同年5月は19万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月から61年8月までの期間は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 7 月 1 日まで  
③ 昭和 57 年 10 月 1 日から 61 年 9 月 13 日まで

A株式会社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬額と違っている。一部給料明細書もあり、全ての申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、全ての申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③のうち昭和 59 年 1 月から同年 7 月までの期間及び同年 9 月から 61 年 8 月までの期間に係る申立人の標準報酬月額

については、申立人提出のA株式会社に係る給料明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断すると、59年1月及び同年2月は24万円、同年3月は22万円、同年4月から同年7月までの期間及び同年9月から60年4月までの期間は24万円、同年5月は19万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月から61年8月までの期間は20万円に訂正することが妥当である。

なお、申立期間③のうち、今回訂正する期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を適正に納付していたと主張しているが、給料明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額は事業主による算定基礎届に基づく定時決定が複数回含まれているにもかかわらず、当該期間において一致していないことから、事業主は、給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③のうち、昭和59年8月に係る標準報酬月額については、申立人提出のA株式会社に係る給料明細書に記載の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を上回っているとは認められないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

3 申立期間①、②及び申立期間③のうち昭和57年10月から58年12月までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間の報酬月額及び控除保険料額が不明であることのほか、事業主及び複数の同僚からも保険料控除について明確な供述が得られず、このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成元年11月から2年1月までに係る標準報酬月額記録については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成元年11月から2年1月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から2年3月1日まで

A株式会社（現在は、B株式会社）に勤務していた期間の一部である平成元年10月1日から2年3月1日までの標準報酬月額が、給与明細書から控除されている厚生年金保険料額と異なっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成元年11月から2年1月までに係る標準報酬月額については、申立人が提出したA株式会社に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち、今回訂正する期間に係る厚生年金保

険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を適正に納付したか否かについて不明としているが、申立人に係るC基金及びD組合の申立期間に係る標準報酬月額とオンライン記録に係る標準報酬月額は一致しており、同基金、同組合及び社会保険事務所（当時）が同じように誤って記録するとは考え難いことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成元年10月及び2年2月に係る標準報酬月額については、申立人が提出したA株式会社に係る給与明細書に記載の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を上回っているとは認められないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。



## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は、昭和50年8月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和50年1月から同年7月までの標準報酬月額については、8万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 31 日から同年 8 月 21 日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間において、A株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は、同社が昭和51年4月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の同年5月13日付けで50年1月31日とする旨の処理がなされている上、当該処理日においては、17人の厚生年金保険被保険者が50年10月の定時決定を取り消され、資格喪失日が同年8月31日に遡及して喪失処理されているとともに、ほかの6人は、その7か月以上前（50年1月1日から同年8月31日までの期間）の喪失に係る処理が行われていることが確認でき、不自然な処理となっている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について、昭和50年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年8月21日であると認められる。

また、昭和 50 年 1 月から同年 7 月までの標準報酬月額については、申立人の A 株式会社における 49 年 12 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8 万 6,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（38万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から6年7月30日まで  
株式会社AにB担当として勤務していた時の標準報酬月額が、2度にわたって引き下げられている。引下げについて会社から事前の説明は無かった。調べて厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の平成3年8月から5年4月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、38万円と記録されていた。

しかしながら、株式会社Aに係るオンライン記録では、申立人の当該標準報酬月額の記録は平成5年4月7日付けで9万8,000円に遡及して引き下げられているほか、多数の者が同日付けで標準報酬月額を減額訂正されていることが確認できる。

また、株式会社Aが当時加入していたC基金（平成4年9月18日付けで脱退）の3年8月1日から4年9月18日までの記録では、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の当初の記録と同じ38万円となっている。

さらに、株式会社Aの商業登記簿謄本によると、申立人は、同社の取締役になっておらず、かつ、同社の元事業主も、「申立人は、訂正処理に同意していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月7付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年8月から5年8月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会

保険事務所に当初届け出たとおり、38 万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立人の平成5年9月から6年6月までの標準報酬月額については、同社が同年7月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日より後の同年8月8日付けで、当初記録されていた38万円から8万円に遡及して減額訂正されていることがオンライン記録で確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的理由は無く、当該期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、38万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成12年10月から14年9月までの期間を19万円、同年10月から15年1月までの期間を26万円、同年2月を24万円、同年3月から16年1月までの期間を26万円、同年2月を22万円、同年3月を26万円、同年4月及び同年5月を24万円、同年6月から17年2月までの期間を26万円、同年3月を24万円、同年4月から20年4月までの期間を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑩及び⑪に係る標準賞与額の記録については、申立期間②は30万円、申立期間③は25万円、申立期間④は20万円、申立期間⑤は19万5,000円、申立期間⑥は21万4,000円、申立期間⑦は20万9,000円、申立期間⑩は22万円、申立期間⑪は21万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月1日から20年5月21日まで  
② 平成15年7月15日  
③ 平成15年12月15日  
④ 平成16年7月15日  
⑤ 平成16年12月15日  
⑥ 平成17年7月15日  
⑦ 平成17年12月15日  
⑧ 平成18年7月14日  
⑨ 平成18年12月15日  
⑩ 平成19年7月13日

⑪ 平成19年12月14日

平成8年11月18日からA株式会社に事務の正社員として入社し、20年5月20日まで勤務した。このほど、ねんきん定期便が届き、記載されている厚生年金記録と会社からもらった給与明細を調べたら、12年10月以後に記録されている標準報酬月額に対して、給与から控除されている保険料の額が高いことが分かった。また、15年4月以後の賞与について、厚生年金保険料を差し引かれているのに、賞与の記録がねんきん定期便に記載されていないことも判明した。給与明細書と賞与明細書の写しを添付するので、調査の上、標準報酬月額と標準賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人から提出されたA株式会社における平成12年10月分から20年5月分までの給与明細書によると、申立人は、申立期間①の全ての月において、オンライン記録より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人から提出された平成12年10月分から20年5月分までの給与明細書において確認できる保険料控除額及び給与支給額（報酬月額）から判断すると、12年10月から14年9月までの期間を19万円、同年10月から15年1月までの期間を26万円、同年2月を24万円、同年3月から16年1月までの期間を26万円、同年2月を22万円、同年3月を26万円、同年4月及び同年5月を24万円、同年6月から17年2月までの期間を26万円、同年3月を24万円、同年4月から20年4月までの期間を26万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は、標準報酬月額の届出の提出を行っていないため、保険者算定により標準報酬月額が決定されたことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準報酬月

額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人から提出されたA株式会社における平成15年上期分から19年下期分までの賞与明細書によると、申立人は、18年上期分（申立期間⑧）及び同年下期分（申立期間⑨）の賞与を除いた申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑩及び⑪の賞与支給について、事業主により厚生年金保険料を賞与から控除されていることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から判断すると、申立期間②は30万円、申立期間③は25万円、申立期間④は20万円、申立期間⑤は19万5,000円、申立期間⑥は21万4,000円、申立期間⑦は20万9,000円、申立期間⑩は22万円、申立期間⑪は21万5,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対する当該賞与支払届の提出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 また、申立期間⑧及び⑨に係る標準賞与額については、申立人から提出された当該期間に係る賞与明細書によると、申立人は、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額の記録を 41 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 11 月 1 日から 5 年 9 月 30 日まで  
② 平成 5 年 9 月 30 日から 6 年 5 月 11 日まで  
③ 平成 6 年 5 月 11 日から 7 年 7 月 1 日まで

申立期間は、株式会社Aに勤務していた期間であるが、申立期間①については、平成 3 年 11 月 1 日から 5 年 9 月 30 日までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額が 5 年 11 月 4 日に遡って 41 万円から 8 万円に訂正されているが、当時、社会保険事務所からの助言で、このような処理をやむなく行ったことで、年金の記録が引き下げられると理解していたわけではないので、訂正前の記録に戻してほしい。

申立期間②については、株式会社Aには、平成 7 年 6 月 30 日に退職するまで継続して勤務しており、給与明細書により厚生年金保険料の控除が確認できるので、この期間だけ記録が無いのはおかしい。この期間も被保険者期間と認めてほしい。

申立期間③については、実際の給与額は 39 万 9,000 円であったのに、平成 6 年 5 月から同年 12 月までは 14 万 2,000 円、7 年 1 月から同年 6 月までは 9 万 8,000 円となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、41 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 5 年 9 月 30 日）以後の同年 11 月 4 日付けで、申立人を



含む7人の標準報酬月額が遡って訂正されており、申立人については、標準報酬月額が3年11月まで遡って、8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間①当時、申立人は、当該事業所の経理担当であったが、当時の複数の役員から、社会保険の決定権限については社長が有していた旨の供述が得られることを踏まえると、申立人には社会保険事務手続の決定権限は無かったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、41万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②について、申立人が株式会社Aに勤務していたことは、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から認められる。

しかし、オンライン記録によると、株式会社Aは平成5年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後、6年5月11日に再び厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間②当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、商業登記簿謄本によれば、株式会社Aは平成14年12月\*日に解散しており、給与台帳等の資料は無い上、事業主からも回答を得られず、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、申立人は、当該事業所の給与明細書を提出しており、申立人が平成5年11月分であるとする給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、給与明細書に年度の記入が無く、申立期間②に係る給与明細書であると確認できない。

加えて、申立人が提出した平成5年分給与所得の源泉徴収票には、社会保険料等の金額が空欄となっている上、所得控除の額の合計額から本人の基礎控除及び特定扶養控除の額を減じた額と、5年1月から同年8月までの社会保険料の合計額がおおむね一致することから、申立期間②のうち、5年9月から同年12月までの期間は、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていなかったものと認められる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、株式会社Aが平成6年5月11日に再び厚生年金保険の適用事業所の届出をした際の被保険者資格取得時及び同年10月の定時決定時は14万2,000円、7年1月の随時改定時には9万8,000円とされているところ、申立期間③における多数の同僚の標準報酬月額が14万2,000円であることが確認できる。

また、上述のとおり、商業登記簿謄本によれば、株式会社Aは平成14年12月\*日に解散しており、給与台帳等の資料は無く、事業主からも回答が得られず、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない上、同僚3人は、「経営不振により、給与の遅配や減額があった。」と供述しているものの、オンライン記録において、当該事業所全員の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

さらに、申立人が申立期間③において、その主張する厚生年金保険料額を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和57年3月21日）及び資格取得日（58年4月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月21日から58年4月1日まで

私は、A株式会社に勤務中の昭和55年10月6日から58年4月1日まで、A株式会社の100%（パーセント）出資のB社に海外赴任していたが、57年3月21日から58年4月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。海外赴任中は給与の一部は国内で支払われ、厚生年金保険料は同給与から控除されていた。なお、事業所からは、「当該期間も間違いなく厚生年金保険料を給与から控除し、納付していた。」との回答を得たので申し立てる。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA株式会社の人事記録簿（平成22年6月8日付け 現社長押印済み）及び雇用保険の記録から、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、同事業所の現人事総務部長は「C氏の申立てのとおり、海外赴任者に社会保険料相当額を国内給与として支給しており、当社では海外駐在中でも社会保険料の納付を行っており、海外駐在を理由として納付をしないことは考えられない。」と供述しているところ、ほかの一人の海外駐在

者については、被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立期間前後における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間についても納付を行っていると供述しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録することは考え難いこと、及び申立人の資格取得日である昭和 58 年 4 月 1 日は申立人が海外駐在から帰国した日であり、社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 57 年 3 月から 58 年 3 月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の株式会社AのB店における資格喪失日は昭和48年3月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月28日から同年3月1日まで

昭和44年4月2日に株式会社Aに入社し、平成6年4月2日に退職するまで、転勤はあったが一貫して同社に勤務していた。社会保険庁（当時）の記録では、株式会社AのB店から株式会社AのC店への転勤時に、厚生年金保険の加入記録が1か月抜けている。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D会が管理している中脱記録照会（回答）によると、申立人の株式会社Aでの厚生年金基金の加入日は昭和44年4月2日、喪失日は平成6年4月2日と記録されており、途中に加入期間の空白は無い。

また、同社が保管していた厚生年金基金加入員資格喪失届において、申立人の株式会社AのB店での資格喪失日は昭和48年3月1日と記載されていることが確認できる上、同社の社会保険事務担当者は、「申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は複写式の様式を使用していたと思う。」と供述している。

さらに、申立期間当時に株式会社AのC店で社会保険事務を担当していた社員からも、「株式会社AのB店は昭和48年2月\*日に閉鎖した。同店に勤務していた従業員は、同年3月1日に株式会社AのC店に転勤した。この転勤時に厚生年金保険の加入期間に空白期間ができるのは考えられな

い。当時使用していた厚生年金保険の届出書は複写式であり、厚生年金基金、健康保険組合、社会保険事務所（当時）に同一内容の届を提出した。事業所番号等索引簿で株式会社AのB店の全喪日が2月28日になっていることについては分からない。」と供述している。

一方、株式会社AのE部に確認したところ、「株式会社AのB店には約20人の社員が勤務していたが、大規模小売店舗法の規制緩和により、株式会社AのC店に統合された。昭和48年2月28日も営業していた。」との回答があった。このことから、事業所番号等索引簿の記録では、同日は厚生年金保険の適用事業所となっていないが、株式会社AのB店は当時の厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和48年3月1日に株式会社AのB店で厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、昭和48年2月の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのB店における同年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から同年10月1日まで  
ねんきん定期便に記載されたA株式会社における平成4年4月から同年9月までの厚生年金保険料額が、手元に保管する給与明細書の天引き額よりも低額となっているため、正しい標準報酬月額（18万円）に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間に係るオンライン記録における標準報酬月額（17万円）が健康保険組合及び厚生年金基金における記録と一致しており、B組合、C基金及び社会保険事務所（当時）がいずれも誤って標準報酬月額17万円と記録するとは考え難いことから、事業主が17万円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①の標準報酬月額を、34万円に訂正することが必要である。

また、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日は、平成9年7月16日であったと認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は34万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年5月1日から同年6月1日まで  
② 平成9年6月1日から同年9月1日まで

申立期間については、有限会社A（B店）のC担当として勤務していた期間であるが、申立期間①に係るオンライン記録では、標準報酬月額が9万2,000円となっているが、月額給与は34万円であったはずなので、申立期間①に係る標準報酬月額を34万円に訂正してほしい。申立期間②については、引き続き当該会社に平成9年8月31日まで勤務しており、月額給与も同年5月と同額で支給されていたので、申立期間②に係る標準報酬月額を34万円とする厚生年金保険被保険者の期間であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する34万円と記録されていたが、有限会社Aが適用事業所に該当しなくなった平成9年9月15日より後の同年10月29日付けで、申立人を含む3人全員の標準報酬月額の記録が遡及して訂正されおり、申立人については、同年5月の標準報酬月額が34万円から9万2,000円に遡及して訂正されていること



が確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、34万円とすることが必要と認められる。

- 2 申立期間②のうち、平成9年6月1日から同年7月15日までの期間について、申立人は、有限会社Aに9年8月31日まで勤務していたと申立てをしているところ、唯一の元同僚は、「申立人は、9年7月から8月頃までに辞めたような記憶があるが、期間の特定はできない。」と供述しており、また、申立期間②直後に厚生年金保険被保険者資格の取得日のある株式会社Dから提供された申立人の履歴書、採用票及び従業員原簿から、申立人の有限会社Aの離職日が9年7月15日と記載され、株式会社Dの入社日が同年7月17日と記載されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、有限会社Aが適用事業所に該当しなくなった平成9年9月15日より後の同年10月29日付けで、同年6月1日と記録されており、当該処理日においては、上記のとおり標準報酬月額が遡及して訂正されていることが確認できる。

また、元同僚は、「申立人は、私と一緒にE担当をしていたので、私と同じように平成9年6月以降も5月と同額の月額給与を支給され、同額の厚生年金保険料を控除されていたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日は、申立人の履歴書、採用票及び従業員原簿から、平成9年7月16日であると認められる。

また、平成9年6月の標準報酬月額については、9年5月における上記1の訂正後の社会保険事務所の記録から、34万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間②のうち、平成9年7月16日から同年9月1日までの期間について、F区とG市に所在する二つの事業所を、同じ時間帯で8時間以上のフルタイムの勤務をしたとは考え難い上、株式会社Dから提出された申立人の履歴書及び従業員原簿から、申立人は、同年7月15日に

有限会社Aを退職し、同年7月17日に株式会社Dに入社し、同日から、同社により給与が支払われたことが確認できる。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②のうち、平成9年7月16日から同年9月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成14年11月から15年3月までの期間は30万円、同年4月から同年7月までの期間は38万円、同年8月は34万円、同年9月から同年12月までの期間は38万円、16年1月は36万円、同年2月から同年7月までの期間は38万円、同年8月は36万円、同年9月から同年12月までの期間は38万円、17年1月は36万円、同年2月は38万円、同年3月は36万円、同年4月は38万円、同年5月は34万円、同年6月は38万円、同年7月から19年8月までの期間は36万円、同年9月から20年8月までの期間は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人の申立期間②から⑩までに係る標準賞与額記録については、平成15年12月10日及び16年7月9日は41万円、同年12月10日は44万円、17年7月8日は47万円、同年12月9日及び18年7月10日は50万円、同年12月8日及び19年7月10日は53万円、同年12月10日及び20年7月10日は44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年11月から20年8月まで  
② 平成15年12月10日  
③ 平成16年7月9日  
④ 平成16年12月10日  
⑤ 平成17年7月8日  
⑥ 平成17年12月9日

- ⑦ 平成 18 年 7 月 10 日
- ⑧ 平成 18 年 12 月 8 日
- ⑨ 平成 19 年 7 月 10 日
- ⑩ 平成 19 年 12 月 10 日
- ⑪ 平成 20 年 7 月 10 日

平成 14 年 11 月から株式会社 A に勤務し、給料から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①の標準報酬月額は、当時の給料支給額と異なり引き下げられた記録となっている。申立期間の給料支払明細書を提出するので、被保険者記録を訂正してほしい。

また、申立期間②における賞与分については、賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、被保険者記録が無い。申立期間の給料支払明細書を提出するので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、当該給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 14 年 11 月から 15 年 3 月までの期間は 30 万円、同年 4 月から同年 7 月までの期間は 38 万円、同年 8 月は 34 万円、同年 9 月から同年 12 月までの期間は 38 万円、16 年 1 月は 36 万円、同年 2 月から同年 7 月までの期間は 38 万円、同年 8 月は 36 万円、同年 9 月から同年 12 月までの期間は 38 万円、17 年 1 月は 36 万円、同年 2 月は 38 万円、同年 3 月は 36 万円、同年 4 月は 38 万円、同年 5 月は 34 万円、同年 6 月は 38 万円、同年 7 月から 19 年 8 月までの期間は 36 万円、同年 9 月から 20 年 8 月までの期間は 34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は過失により、申立期間①のうち、平成 14 年 11 月から 15 年 8 月までは 28 万円、同年 9 月から 20 年 8 月までは 32 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が申立期間①のうち、14 年 11 月から 15 年 8 月までは 28 万円、同年 9 月から 20 年 8 月までは 32 万円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、当該保険料控除額に見合う

標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑪までについて、申立人が保管する申立期間に係る株式会社Aの給料支払明細書により、申立人が当該期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②から⑪までに係る標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、当該給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月10日及び16年7月9日は41万円、同年12月10日は44万円、17年7月8日は47万円、同年12月9日及び18年7月10日は50万円、同年12月8日及び19年7月10日は53万円、同年12月10日及び20年7月10日は44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により平成15年12月10日、16年7月9日、同年12月10日、17年7月8日、同年12月9日、18年7月10日、同年12月8日、19年7月10日、同年12月10日、20年7月10日の賞与に係る標準賞与額の届出を社会保険事務所に行わなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人が昭和 22 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 12 月 29 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る A 株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、600 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 7 月頃から同年 12 月頃まで  
② 昭和 23 年頃から 24 年頃まで  
③ 昭和 25 年頃から 27 年頃まで

昭和 22 年 7 月頃から同年 12 月頃までは A 株式会社で B 担当として、23 年頃から 24 年頃までは C 株式会社 D 工場で B 担当として、そして 25 年頃から 27 年頃までは E 株式会社で F 職として勤務し、各社において給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立ての 3 社とも厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人と氏名が同一、かつ、申立期間①と合致する記録（資格取得日が昭和 22 年 7 月 1 日、資格喪失日が同年 12 月 29 日）で、生年月日だけが申立人の「大正 14 年 \* 月 \* 日」ではなく「大正 14 年 \* 月 \* 日」となっている記録が確認できる。

また、申立人は、申立期間①当時の勤務実態に関する申立てにおいて、

申立人と同姓同名の同僚は勤務していなかった旨供述している上、前述の厚生年金保険の記録は、申立期間①と合致しているとともに、65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていない記録となっていることが確認できることを踏まえると、当該被保険者記録は、申立人のものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和22年7月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年12月29日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録から、600円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人が記憶している事業所所在地及び勤務実態に関する申立内容から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間②においてC株式会社D工場に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、C株式会社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元同僚に確認したが、申立人のことを記憶している元同僚はおらず、申立期間②の厚生年金保険料が控除された事実をうかがわせる供述は得られなかった。

また、C株式会社は、「当時の人事関係資料が保管されていないため、申立人の勤務実態については不明である。」と回答しており、G組合でも、「昭和51年10月以前の記録は保存していないので確認できない。」と回答している。

さらに、申立人は、当時のC株式会社D工場における上司や元同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、C株式会社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間②における申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人が記憶している事業所所在地及び勤務実態に関する申立内容から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間③においてE株式会社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、複数の元同僚は、「入社後、数か月間の見習期間があ

り、その後本採用となり、社会保険に加入した。」と供述している上、入社から2年経過後に厚生年金保険に加入している同僚も確認できる。

また、E株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間③当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元同僚に確認したが、申立人のことを記憶している元同僚はおらず、申立期間③の厚生年金保険料が控除された事実をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、E株式会社は昭和45年12月\*日に解散しており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人が申立期間③に厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない上、同社を吸収合併したH株式会社も申立人が勤務していたことを確認できる資料を保有していないことなどから、申立人がE株式会社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

加えて、申立人は、当時のE株式会社における上司や元同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

また、E株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間③における申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成18年12月8日及び19年7月10日は34万円に、同年12月10日は32万円に、20年7月10日は38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月8日  
② 平成19年7月10日  
③ 平成19年12月10日  
④ 平成20年7月10日

平成14年11月から株式会社Aに勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間における賞与について、賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、被保険者記録が無い。申立期間の給料支払明細書を提出するので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する申立期間に係る株式会社Aの給料支払明細書により、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料額から、平成18年12月8日及び19

年7月10日は34万円に、同年12月10日は32万円に、20年7月10日は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により平成18年12月8日、19年7月10日、同年12月10日及び20年7月10日の賞与に係る標準賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行わなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る資格喪失日は、昭和32年10月1日であったと認められることから、株式会社AのB工場における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、9,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和31年2月1日から同年9月7日まで  
② 昭和31年9月9日から32年10月1日まで

私は、C株式会社を退職後、昭和31年2月1日から32年9月30日まで株式会社AのD工場（同社B工場の一部）に臨時雇用のE職として継続して勤務し、同年10月にF地に行きG社（現在は、株式会社H）に勤務したが、申立期間の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が株式会社AのD工場を退職後に勤務したと申し立てているG社から提供された申立人の履歴書及び退職金明細書において、申立人の同社D工場の退職日が昭和32年10月と記載され、G社の入社日が同年10月1日と記載されていることが確認できる。

一方、株式会社AのB工場に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人について、当該事業所に係る資格取得日（昭和31年9月8日）の記載はあるものの、資格喪失日が空欄となっていることが確認できる。

また、上記名簿及びオンライン記録において、申立人以外にも複数の元同僚について資格喪失記録が漏れていることが確認できる上、全ての元同僚について昭和32年10月の定時決定が記録されていないほか、33年6月1日に書き替えられた当該名簿に申立人及び資格喪失記録が漏れている元同僚が記載されていないなど、社会保険事務所（当時）におけ

る年金記録の管理が適切であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格喪失日は、申立人の履歴書及び退職金明細書における記載内容から昭和 32 年 10 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、当該名簿から確認できる同期入社した元同僚の標準報酬等級の記載から、9,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①について、申立期間当時に株式会社AのB工場に勤務していた元同僚 38 人に対して照会したところ、これに回答した 27 人全てが申立人を記憶していない上、事業主は、「当時の人事関係資料が無いため、申立人の雇用及び保険料の控除について不明。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、事業主から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認並びに標準報酬月額決定通知書から、昭和 31 年 9 月 8 日付けで厚生年金保険の資格取得した旨の届出を社会保険事務所に行っていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成10年1月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成9年4月から同年9月までを20万円、同年10月から同年12月までを22万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月30日から10年1月31日まで

かつて同じ時期に株式会社Aに勤めていた方が、年金記録が実際の勤務期間とは違い、どう考えてもおかしいとして第三者委員会に申立てをされているとのことで、私にも当時の状況を教えてほしいと第三者委員会から依頼があり、自分の年金記録を確認してみた。社会保険庁（当時）の記録では、同社の資格喪失日が平成9年4月30日となっているが、入社して1か月もしないうちに退職などしていない。

私も納得がいかないので、この記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録から、申立人が申立期間において、株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年11月8日の後の10年4月6日に、申立人を含む33人について、9年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消されていることが確認できる。

さらに、申立人については、定時決定の取消処理が行われた平成10年4月6日の翌日の同年4月7日に、厚生年金保険被保険者資格が9年4月30日まで遡って喪失とする処理が行われていることが確認できる。

加えて、株式会社Aが加入していたB組合では、同社は平成10年1月\*

日に健康保険組合から脱退しており、申立人の資格喪失日も同日であるとしている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の資格喪失日に係る処理を遡って行う合理的な理由は無く、当該喪失に係る処理は有効なものとは認められないことから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、健康保険組合の資格喪失日の記録から、平成10年1月31日とすることが必要と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける事業主が当初届け出た社会保険事務所の記録から、平成9年4月から同年9月までは20万円、同年10月から同年12月までは22万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成8年9月から9年3月までの期間を24万円、同年4月から11年6月までの期間を26万円、同年7月から12年6月までの期間を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から12年7月15日まで  
私は株式会社Aに勤務していたが、申立期間に係る標準報酬月額が、給与明細書の支給額と合っていないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した平成8年9月分から12年6月分までの給与明細書において確認できる厚生年金保険料額から、8年9月から9年3月までの期間は24万円、同年4

月から 11 年 6 月までの期間は 26 万円、同年 7 月から 12 年 6 月までの期間は 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、申立人に係る標準報酬月額を実際より低い報酬月額で届け出たかどうかは資料が残っておらず不明と回答しているが、申立人が提出した給与明細書において確認できる保険料額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録にある標準報酬月額が、長期間にわたって一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年2月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、資格喪失日は、20年8月31日であったと認められることから、申立人のA株式会社B所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年2月16日から20年8月31日まで

私は、申立期間において、A株式会社B所（C県）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

「D組合の被保険者名簿」において、申立人の氏名と一字違いで生年月日が同一の被保険者記録（資格取得年月日：昭和19年2月16日、資格喪失年月日：記載無）が確認できる。

また、日本年金機構E事務センターは、A株式会社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、戦災等により大部分が焼失したと回答しており、現存する同名簿は戦後一部が復元されたものであることが確認できるところ、同名簿（被保険者961人分が記載されている。）において、申立人の被保険者記録は確認できないものの、申立人が記憶している同僚3人の供述から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが推認でき、申立人の同名簿の記録が焼失してしまった可能性は否定できない。

以上の事実を前提にすると、申立人の申立てに係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被

保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 2 月 16 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 20 年 8 月 31 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られるなど、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の取得日を平成元年8月24日、資格喪失日に係る記録を2年4月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、元年8月及び同年9月は22万円、同年10月から2年3月までは24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月24日から2年4月まで

年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者となっていない旨の通知を受けた。申立期間は、昭和63年9月から勤務していたB株式会社から経営を引き継いだA株式会社に継続して勤務した。A株式会社に経営が移ってからも、変わりなく勤務し給与から厚生年金保険料が控除されていたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録において、申立人は、昭和63年9月1日から平成元年10月6日まではB株式会社で、同年10月7日から2年4月10日まではA株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、雇用保険の記録から、申立人と同様に両事業所における継続勤務が認められる同僚が提出した給与明細書によると、平成元年2月から同年8月まではB株式会社、経営移譲後の同年9月から退職日まではA株式会社において、引き続き事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「当該事業所の経営が移譲された後も同じく勤

務し、厚生年金保険料も控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額、経営移譲したB株式会社における申立人のオンライン記録から、平成元年8月及び同年9月は22万円、雇用保険被保険者台帳の資格取得時及び離職時賃金月額より、同年10月から2年3月までは24万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A株式会社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことが確認できる。しかし、同社は、商業登記簿において、法人事業所であることが確認できること、及び申立人に加え複数の元同僚の供述によると、申立期間当時、同社の従業員は少なくとも十数人以上いたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において、厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①については39万8,000円、申立期間②については40万6,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立内容の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月8日  
② 平成18年7月8日

ねんきん定期便によると、株式会社Aに在職中に支払われた賞与の記録が2回にわたり抜けている。厚生年金保険料が控除されていた賞与支払明細書を提出するので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る賞与支払明細書から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については39万8,000円、申立期間②については40万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料は納付していないと認めている上、事業主が提出した申立期間に係る保険料納入告知額・領収済額通知書を検証した結果、申立てに係る保険料は納付していないことが確認できることから、事業主は申立人に係る賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 9 月まで

私は結婚後の昭和 47 年 1 月に国民年金に任意加入し、夫の外国転勤に伴い 53 年 10 月に出国する前月まで未納無く保険料を納付していた。

私の年金手帳には、昭和 53 年 1 月に国民年金の資格を喪失した記載があるが、国民年金をやめる手続と転出の届出を行うため A 区役所に行ったのは同年 10 月である。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 1 月に国民年金に任意加入し、その夫の外国転勤に伴い 53 年 10 月に出国する前月まで保険料を納付しており、国民年金被保険者資格喪失届を提出したのは同年 1 月ではなく同年 10 月であると申し立てているが、申立人は保険料納付に関する記憶が明確でなく、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳の「資格喪失」欄には「昭和 53 年 1 月 30 日」と記載され、国民年金被保険者台帳（旧台帳）の「喪失年月日」欄には「53.01.31」と記載されていることから、申立人が同年 1 月末頃に国民年金の喪失手続をしたものと推認される。

さらに、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上国民年金保険料は納付できない期間であると考えられる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から50年3月まで

私は、昭和45年3月にA社を退職した後、実家のB店を手伝っていた。父が私の国民年金の加入手続きをしてくれ、両親及び兄の保険料と一緒に私の保険料も納付してくれていたはずである。

また、昭和48年4月の結婚後は、私は夫の経営するC社の経理をし、各種税金及び国民年金保険料の支払をしており、夫の保険料と一緒に私の保険料も納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年3月にA社を退職し、実家のB店を手伝っていた際に、その父が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人の両親及び兄の保険料と一緒に申立人の保険料もその父が納付してくれたとしており、結婚後は、申立人がその夫の保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたとしている。

しかしながら、申立期間のうち昭和45年4月から48年3月までの申立人の結婚前の期間について、国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしてくれたとするその父は高齢のため当時の状況を聴取することはできず、申立人自身は、当該期間の加入手続き及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和50年10月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち45年4月から48年6月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、48年7月から50年3月ま



での期間は遡って保険料を納付する期間であるが、申立人自身が保険料を納付していたとする48年4月から50年3月までの期間について、申立人は、遡ってまとめて保険料を納付したかはよく覚えていないとしており、保険料の納付状況は不明である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月

申立期間について、私は、それまで勤務していた会社を退職し、昭和 50 年 2 月 5 日に父又は母に同行してもらい、A 町役場（現在は、B 市役所）で町民税を納付し、その際、一緒に国民年金加入手続と申立期間の国民年金保険料納付を行った。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、それまで勤務していた会社を退職し、昭和 50 年 2 月 5 日にその父又は母が同行して、A 町役場で町民税を納付した際、一緒に国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付を行ったとしている。しかしながら、申立人は、国民年金の加入手続を行ったとする 50 年 2 月頃に年金手帳の交付を受けたかどうか記憶が明確でない上、その手続に同行したとするその父は既に他界し、その母からは証言を得ることができず、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 61 年 3 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 60 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 58 年\*月当時、学生は任意加入であり、国民年金保険料を納付したような記憶がある。親元の住所地の A 町では国民年金へ加入していた形跡が無いと言われたが、当時、B 市に下宿をしていたので住所を B 市に異動して国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた可能性があるので調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、20 歳になった昭和 58 年\*月当時、B 市に下宿をしていたので A 町から B 市に住民票を異動して国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた可能性があるとしている。しかしながら、申立人の「改製原附票」には申立期間当時、A 町から住民票異動の形跡が見られない上、国民年金への加入手続及び保険料の納付について申立人から具体的な申述が得られないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時学生で、申立期間は任意加入期間であった上、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」では昭和 60 年 12 月 30 日に国民年金の資格を取得したことが記載されており、A 町の国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿の資格取得年月日は 60 年 12 月 30 日と記載され、これらの記録がオンライン記録と一致していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 61 年 2 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、58 年 3 月から同年 12 月までの期間は時効

により保険料を納付できない期間であり、59年1月から60年3月までの期間は遡って保険料を納付する期間であるが、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から56年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から56年10月まで  
私は高校を卒業した後、A社に勤務し、そのB職に勧められて国民年金に加入して保険料を納付した。  
申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、当時勤務していたA社のB職に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと申述している。しかしながら、申立人の国民年金の加入時期、保険料の納付時期、納付金額及び納付期間に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険記号番号が付番されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付を裏付ける資料として、昭和49年分の源泉徴収票を提出したが、当該源泉徴収票に記載されている「社会保険料の金額」1万8,600円は当時の国民年金保険料額と相違している上、会計事務所がその従業員の国民年金保険料を給与から天引きして、それぞれの住所地で納付したとは考え難い。

加えて、申立期間は、247か月と長期間であり、かつ、C区とD市の2つの行政機関にまたがっており、これら2つの行政機関において、長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から49年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から49年4月まで  
申立期間の国民年金保険料は元妻が納付したはずであり、申立期間が未加入となっていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その元妻が国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれたはずであると申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその元妻とは既に離婚しており、証言を得られず、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、「初めて被保険者となった日」が昭和56年5月15日と記載されていること、及びA市の「国民年金被保険者記録票」にも、申立人の資格取得日は、同じく「S560515」と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、A市の国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和56年7月24日であることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせ



る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から平成 4 年 3 月まで  
国民年金の加入手続については、具体的な場所までは記憶に無いが、私が 20 歳になった昭和 58 年\*月頃に A 地で行った。その後は、区役所、郵便局、金融機関及びコンビニエンスストアで納付している。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 58 年\*月頃に A 地で国民年金の加入手続をして、その後は区役所、郵便局、金融機関及びコンビニエンスストアで納付したと主張している。しかしながら、申立人は、国民年金の加入場所や、国民年金保険料の納付場所、納付方法などの記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成 4 年 4 月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、昭和 58 年 9 月から平成 2 年 2 月までは時効により保険料を納付できない期間であり、2 年 3 月から 4 年 3 月までは遡って保険料を納付する期間であるが、申立人は、遡って保険料を納付した記憶が無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は、103 か月と長期間であり、かつ、B 区と C 区の 2 つの行政機関にまたがっており、これら 2 つの行政機関において、長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から53年3月まで

申立期間については、私が20歳になった昭和48年\*月頃に、両親から老後の生活が困らないよう国民年金の加入を勧められて、A区役所B出張所で私が加入手続をして、その後は同区内のC郵便局で国民年金保険料を納付した。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、申立人が20歳になった昭和48年\*月頃に、その両親から老後の生活が困らないよう国民年金の加入を勧められて、A区役所B出張所で申立人が加入手続をして、その後は同区内のC郵便局で国民年金保険料を納付したとしている。しかしながら、申立人は、初めて国民年金保険料を納付した48年7月頃の保険料額について、2か月から3か月ごとに1万円ほどを納付したと申述しているが、48年7月の国民年金保険料は1か月分550円、2か月分は1,100円、3か月分は1,650円であり申述とは大きく相違している上、申立人が国民年金加入時に交付を受け、現在所持している国民年金手帳は、49年10月以降に使用開始された様式のものであり、申立人が加入手続を行ったとする48年7月の同様式とは異なる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和56年4月頃に払い出されたと推認され、A区の国民年金手帳記号番号払出簿には申立人の国民年金手帳の払出年月日は56年4月17日と記載されており、これら時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏

名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立人の所持する年金手帳の「被保険者になった日」に「昭和 48 年\*月\*日」と記載されていることをもって、当該日に国民年金の加入手続を行ったとしているが、この「被保険者になった日」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及して記載するものであることから、加入日を特定するものではない。

そのほか、申立事案の口頭意見陳述においては、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 18 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月から同年 8 月まで

私は、平成 18 年 1 月の国民年金保険料が時効で納付できなかったことから、その後、納付漏れが起これないように、コンビニエンスストアに立ち寄った際に、申立期間の国民年金保険料を毎月 1 か月分ずつ納付したはずである。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付漏れが起これないように、コンビニエンスストアに立ち寄った際に、申立期間の国民年金保険料を毎月 1 か月分ずつ納付したはずであるとしているが、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したとする納付場所及び納付日に関する記憶が明確でなく、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録において、申立期間の国民年金保険料が 5 回連続して記録漏れや記録誤りが生じたとは考え難い。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 4070 (事案 1095 及び 2413 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 8 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月から 45 年 3 月まで

社会保険庁(当時)に納付記録の照会をしたところ、昭和 41 年 8 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料について、未納となっていることが分かった。当該期間については母が保険料を納付してくれたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

なお、今回は新たな証拠及び証言は無いものの、A 市(現在は、B 市)へ転居してから国民年金の集金に来ていた人が古い国民年金手帳は処分してもかまわない旨の説明をしたために当該手帳を処分してしまったものであり、その集金人に確認してもらえれば母が納付してくれていた当該手帳について分かるかもしれないので、調査してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部については時効により保険料を納付できない期間となっている上、申立期間当時、申立人及びその両親と同居していた申立人の 3 人の姉妹は、申立人と同様に、20 歳から厚生年金保険に加入するまでの期間は未加入となっており、この未加入期間直後の厚生年金保険加入期間中も国民年金保険料を納付した形跡がみられないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、その姉の国民年金保険料が昭和 41 年 7 月から申立期間を含め納付されているのに、同年\*月に 20 歳になった自分の申立期間の保険料が未納とされていると主張して、再申立てを行っているが、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、



そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないとして、平成 21 年 10 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな証拠及び証言は無いものの、A市へ転居してから国民年金の集金に来ていた人に確認してもらえれば申立人の母が納付してくれていた国民年金手帳について分かるかもしれないので、調査してほしいとの要望があった。これについて、B市へ照会したところ、「当時の資料は何も残っておらず、人を介して確認したが、当該集金人までたどりつくことができなかったことから不明である。」との回答を受けた。これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月1日から同年10月1日まで  
② 平成9年10月1日から10年1月1日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、申立期間の標準報酬月額が当時支払われた給与額と相違しているので訂正してほしい。当該期間はA株式会社及びB株式会社に在籍しそれぞれの会社から毎月合計100万円以上の給与を受け取っていた。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額が申立期間①は34万円、申立期間②は36万円になっているが、平成5年10月にA株式会社に入社した時から、支払われていた給与はB株式会社の支給額と合算して月額100万円以上であったと主張している。

しかしながら、A株式会社は「賃金台帳は無いが、申立人の給与は経理の記録から、平成8年10月から同年12月までは月額150万円であったが、9年1月から職務権限の縮小に伴い給与が減額され、9年1月分が月額30万円、同年2月分から同年12月分までが月額35万円であった。」としている上、当該金額は申立人保管の9年の給与所得の確定申告書において、「A株式会社給与415万円」と記載されているものと一致する。

また、A株式会社の商業登記簿によれば、申立人は、平成5年10月1日から9年12月24日に辞任するまで取締役であり、厚生年金保険被保険者資格は、5年10月1日にA株式会社で取得し、同日にB株式会社を喪失している。

さらに、B株式会社は、「申立人は、平成9年1月からは顧問となったため、同年1月は20万円、同年2月から12月までは15万円給与を支払ったが社会保険料は控除していない。9年はそのほか1月に利益処分として役員賞与400万円、6月及び12月に賞与50万円ずつ支払った。」としており、平成9年分賃金台帳でもその金額が確認できる上、申立人保管の9年の給与所得の確定申告書記載の「B株式会社給与685万円」とも一致する。

加えて、A株式会社は、「保険料の控除は当月分を翌月控除している。」としている上、オンライン記録の標準報酬月額に基づいて翌月控除で試算した社会保険料額と上記確定申告書に記載された社会保険料控除額はほぼ一致する。

また、両社が加入しているC組合は「健康保険の月額変更届及び算定基礎届は事業所が直接組合窓口に資料を持参するので、組合は内容を確認し、厚生年金分も同時に提出する事業所の分は組合で預かり、社会保険事務所（当時）に回送している。」としている。

さらに、申立人が申立てどおりの厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等はなく、このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月 1 日から 60 年 2 月 20 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、A株式会社に勤務していた申立期間の被保険者期間が全く無かった。申立期間は、雇用保険にも加入していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった雇用保険被保険者離職票、昭和 59 年分及び 60 年分給与所得の源泉徴収票（写し）から、申立人が申立期間にA株式会社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和 53 年 11 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、A株式会社は、平成 14 年 12 月 \* 日に解散しており、申立人の厚生年金保険の加入に関する資料は入手できず、当時の事業主は、連絡先が不明のため、保険料控除等について確認することができない。

さらに、申立人は、当時の上司、同僚等の氏名は不明としている上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である昭和 53 年 11 月 3 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚 8 人に照会したところ、5 人から回答があり、うち 3 人は、申立人を記憶していたが、4 人は、当該事業所が適用事業所でなくなった日以降の厚生年金保険料控除については、「厚生年金保険料は給与から控除されておらず、個人で国民

年金に加入した。」と回答している。なお、そのうちの一人は、「雇用保険料のみ控除されていた。」とも回答している。そして、前述の4人は、同日から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無いほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 5078 (事案 2842 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
A株式会社のB担当として勤務していた昭和 50 年 10 月 8 日から 52 年 7 月 25 日までの期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。前回申立てで、同僚が申立期間の勤務を第三者委員会へ証言してくれたが、非あっせんとなり納得できない。今回新たな証拠として申立期間内の 51 年 6 月 19 日に行われた社員旅行の写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 前回の申立てにおいて、A株式会社は、「申立人が申立期間に勤務していたかどうかは不明。」としており、また、C組合は、「申立期間の被保険者記録は無い。」と回答していること、回答のあった同僚4人のうち一人は、「勤務していたと思うが、勤務期間は不明。」とするとともに、ほかの3人は、「不明。」と回答している上、A株式会社における申立人の雇用保険の被保険者記録も健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と合致すること、及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間の記録も無いことから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 3 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 2 今回、申立人は、新たに申立期間内に行われたとする社員旅行の写真を提出し申立期間を被保険者期間として認めるよう主張しているところ、新たにA株式会社が提出した申立人に係る人事記録には、「昭和 51 年 4 月 1 日嘱託～52 年 7 月 26 日」と記載されている上、申立人と同じ職

種のB担当をしていた複数の同僚は、「申立人は、申立期間にA株式会社に勤務していた。」と供述していることから、申立人が申立期間に当該事業所で嘱託として勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」において、申立人は、昭和51年4月1日に資格喪失するとともに健康保険証を添付返納しており、同年8月1日に再び資格を取得していることが確認できる上、B担当の同僚の一人は、「当時、嘱託は社会保険に加入できないと会社から言われた。」と供述している。

また、当該事業所は、「申立人に係る人事記録、資格取得確認通知書及び資格喪失確認通知書により、申立期間の保険料を給与から控除しておらず、社会保険事務所（当時）へ保険料を納付していなかった。」と回答している。

- 3 これらから申立期間に係る保険料控除について推認することはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月1日から36年4月1日まで  
② 昭和36年9月1日から同年10月1日まで

A地にあったB園（現在は、C園）の本園に、昭和35年4月1日から36年9月30日までD職（現在は、E職）として勤務したが、入社時の35年4月1日から36年4月1日までと同年9月1日から同年10月1日までの厚生年金保険の被保険者期間の記録が無いのは納得できない。

入社時にはE組、翌年はF組を担当していた。昭和35年秋のG活動の写真を持っているし、健康保険で歯の治療もしていた。また、同園を辞めた36年9月は、月末まで勤務して退職した。これらの期間中は厚生年金保険料を給与から控除されていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

なお、年金事務所のB園に係る記録で、自分の生年月日が誤っていることもおかしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主は、申立人は、昭和35年4月1日から36年8月31日まで勤務していたとしており、申立期間①当時にB園に勤務していた同僚に照会し、回答を得た複数の同僚も申立人が申立期間に勤務していたと供述していることから、申立人が申立期間当時において、同園に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から、申立人の資格取得日が昭和36年4月1日であることが確認でき、入社時よりも遅れて資格取得していることについては、事業主が前任者に確認したこととして、「当時は、就職して



から1年以上の勤務を経てから社会保険に加入させていた。」と供述している。

また、申立期間①及びその前後にB園に勤務していた複数の同僚から、入社した時期を聴取し、同園に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の資格取得日と比較したところ、当該同僚が供述した入社日よりも1年から数か月遅れて資格取得しているなど一致しておらず、このことについて同僚の一人は、「B園の勤務が厳しく入社してもすぐに辞めるD職が多かった。このため、当時の園長は、研修見習の後も長期勤務が見込めそうになってから厚生年金保険に加入させていた。」と供述していることから、入社後の一定期間について職員全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、前述のB園に係る被保険者名簿から、申立人の資格取得日は、昭和36年4月1日であることが確認でき、健康保険番号に欠番は無い上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人に付された記号番号の資格取得日と一致していることが確認できる。

申立期間②については、同僚の一人が「申立人は、B園では昭和36年9月頃まで勤務していた。しかし、具体的な日までは記憶に無い。」と供述しており、申立人が36年9月30日まで勤務していたとする勤務実態は確認できず、事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同被保険者名簿から、申立人の資格喪失日は同年9月1日であることが確認できる。

なお、前述の払出簿及び被保険者名簿等において、申立人の生年月日が誤って記載されているが、その誤ったままのB園に係る当該被保険者記録は、生年月日を訂正の上、平成22年11月12日に申立人の基礎年金番号に統合されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月頃から 44 年 1 月頃まで  
② 昭和 47 年 11 月頃から 50 年 3 月頃まで

ねんきん特別便によると、A株式会社B工場（現在は、C株式会社D工場）での昭和 43 年 8 月から 44 年 1 月までの期間と、E株式会社での 47 年 11 月から 50 年 3 月までの期間の厚生年金保険の記録が無い。両社には勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。特に、申立期間②については、同じ期間に、F職として同じように勤務していた同僚について、この期間の年金記録があると聞いた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C株式会社D工場は、当時の資料が残っておらず、申立人が勤務していたかについては不明とし、申立人の申立てどおりの資格の得喪に関する届出及び厚生年金保険料の控除についても、不明と回答している。

また、申立人は、当時の同僚の名前を覚えていないと供述している上、申立期間①当時、当該事業所に在籍した同僚 13 人に照会したところ、申立人のことを記憶している者はいなかった。

さらに、申立人の申立期間①に係る雇用保険の加入記録も見当たらない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間①に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、E株式会社は、「申立人は、事業所には勤務して

いたが、F職のため、臨時的な雇用であり、保険料の控除はしていなかった。」と回答している上、申立期間②のうちの一部期間について、給与から厚生年金保険料を控除していなかったことを示す給与支給台帳を提出している。

また、申立期間②に当該事業所に在籍した同僚 15 人に照会したところ、6人から回答を得たが、そのうちの一人は、「当時、従業員は1種と2種に分かれていて、申立人は、勤務していたが、2種だった。2種は作業員で、厚生年金には入れてもらえなかった。2種の者が厚生年金に入れてもらったのは、役所の指導があった昭和 62、63 年頃だったと思う。」と供述しており、申立人が同じ期間にF職として勤務していたとする同僚は、「初めは、会社では正社員しか厚生年金には加入させなかった。私が厚生年金に加入したのは62年からだ。」と供述している。

さらに、申立人の申立期間②に係る雇用保険の加入記録も見当たらない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間②に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 1 日から 48 年 5 月 28 日まで  
② 昭和 49 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

A株式会社B所には昭和 46 年 4 月 1 日から 49 年 3 月 31 日まで勤務していたのに、厚生年金保険加入記録は 48 年 5 月 28 日から 49 年 3 月 21 日までとなっている。同社発行の証明書を提出するので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A株式会社B所発行の厚生年金資格証明書を添えて、同社に勤務していたと主張しているが、同社に照会したところ、同社は、「厚生年金資格証明書は申立人からの依頼で発行したものであり、証明の根拠資料は無い。」と回答している。

また、A株式会社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 48 年 5 月 28 日（届出処理は同年 6 月 13 日）、資格喪失日は 49 年 3 月 21 日（健康保険被保険者証の返還日は同月 28 日）と明確に記載されており、同名簿において訂正等が行われた形跡は無く、健康保険番号の欠番も無い。

さらに、雇用保険の被保険者記録では、申立人のA株式会社B所に係る資格取得日は昭和 48 年 5 月 28 日、離職日は 49 年 3 月 20 日となっており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

加えて、A株式会社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者であったことが確認できる者、数名に対し、申

立人について照会したが、申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月頃から同年 12 月頃まで  
昭和 34 年 9 月頃から同年 12 月頃まで、A株式会社B工場（現在は、C株式会社）で寮に入り働いていた。同じ村出身の同級生と一緒にだったが、その同級生には厚生年金保険の被保険者記録があるのに、自分には無いというのは納得できない。調べて厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA株式会社B工場と一緒にいたとする同僚の供述から、期間の特定はできないものの申立人が申立期間当時、同社B工場に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記同僚は、「臨時（季節）で募集しているのを見て昭和 34 年 12 月頃入社した。申立人と一緒にいたのは 12 月の 1 か月くらいだった。」と供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における当該同僚の被保険者記録は、35 年 2 月 20 日から同年 5 月 21 日までとなっている。

また、申立期間にA株式会社B工場に係る厚生年金保険の被保険者記録があり、申立人が記憶している同僚の姓と同姓の者二人及び申立人と年齢の近い者 9 人の計 11 人の同僚に照会したところ、回答のあった 3 人は、「申立人について記憶は無く、厚生年金保険料の控除については不明である。」と供述している。

さらに、C株式会社は、申立期間当時のA株式会社B工場に係る社員名簿や賃金台帳等の資料は無く、詳細は不明であると供述しており、D組合も、資格取得・喪失届等の資料は保存期間経過のため無く、詳細は不明で

あると供述している。

加えて、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後の期間に申立人の記録は無く、健康保険の記号番号に欠番も無い上、オンライン記録において氏名検索を行うも、申立人の記録は確認できなかった。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月1日から61年10月1日まで

A区にあるB株式会社に勤務し、C業務を行っていたが、昭和58年10月から61年9月までの期間の標準報酬月額が、58年9月以前の標準報酬月額より下がっていることはあり得ないので、調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B株式会社における昭和58年9月以前の標準報酬月額が34万円であったものが、同年10月1日の算定により30万円に引き下げられ、その後、61年10月の算定で34万円になるまでの期間について、標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかしながら、「申立人を知っている。自分の上司だったことがある。」と供述している当時の給与明細書を保管している同僚が、「自分の標準報酬月額の記録と当時の給与明細書で、申立期間当時の標準報酬月額の記録を確認したが、記録に違いは無かった。記録に変なところがあれば、こちらで年金記録確認第三者委員会へ申立てをするが、変なところは全く無く、会社は届出をきちんとやっており、変なことをやっていたとは思えない。」と供述し、「店舗によって売上げや業績が変わっているため、給与額が下がってもおかしくはなく、付いていた手当の変動や残業時間の違いなどで、自分の給与額も4万円程度は変わっている。」と供述している。

また、仕事内容がD部で店長やE担当であったと供述している同僚は、自分の標準報酬月額が下がっていることについて「当時、人手がなくて、F業務などで、朝の早出残業をかなりやっていた。それが、課長になる前



の係長までは、早出残業の手当が全部付いていたので、金額は月に 10 万円くらいになっていたものが、課長職になったとたん課長手当 2 万円だけで、残業代が全て無しになったので、給与手取額で 5 万円から 6 万円下がった。課長になった時に大幅に下がった記憶がある。申立人も、同じような時期に課長になっている。」と供述し、「自分の標準報酬月額記録は、事実と相違していない。」と供述している上、B 株式会社に係る事業所別被保険者名簿（紙台帳）において、当該同僚の標準報酬月額は、昭和 57 年に 30 万円だったものが、58 年算定により 26 万円になっており、申立人と同じく標準報酬月額が 2 等級（4 万円）下がっていることが確認できる。

さらに、B 株式会社は、既に解散し清算されているため貸金台帳等の資料は無く、申立人も申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書・源泉徴収票等の資料を持っておらず、申立人が国の記録とは異なる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかどうかを確認できない。

なお、同社に係る事業所別被保険者名簿には、標準報酬月額の取消し及び遡及訂正等の不合理な処理の痕跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月頃から 35 年 2 月頃まで  
申立期間について、A区にあるB有限会社で、C業務をしていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査して認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述、B有限会社の業務内容に関する申立人の申立内容及び同僚の氏名に関する申立人の記憶から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間頃に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶しているB有限会社の同僚3人と、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立人の申立期間に該当する同僚9人の合計12人に照会したところ、申立人と同じD係であった同僚は、「当時、16歳で入社してから1年くらいたって、給与から社会保険料が天引きされていることを知った。」とし、申立人の主張する入社日頃に入社した同僚は、「若い子は熟練するまで社会保険には加入できなかったと思う。ただ、若くても技術があれば別だったかもしれない。」としていることから、同社での厚生年金保険の加入についての取扱いは一律ではなかったことがうかがえる。

また、B有限会社は既に解散しており、申立期間当時の従業員に係る資料は無い上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人には明確な記憶が無く、B有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後に申立人の

氏名は見当たらず、健康保険証番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A株式会社の第2回早期退職により、平成12年3月30日付けで退職をしたが、退職月の同年3月の給与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、被保険者資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた平成12年3月分の給与明細書には、申立人の供述どおり厚生年金保険料の控除が確認できる。

しかしながら、申立人から提出を受けた給与明細書から、A株式会社では、厚生年金保険料の控除について翌月控除としていることが確認できることから、平成12年3月分の給与明細書からは同年2月の厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

また、申立人及び複数の元同僚は、「申立人は、平成12年3月30日付けで退職した。」と供述している上、雇用保険の記録における離職日についても同年3月30日となっており、C基金及びD組合の被保険者記録においても、申立人の資格喪失日は同年3月31日となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から42年10月1日まで  
私の厚生年金保険被保険者記録には、D社（現在は、E社）での標準報酬月額が、昭和41年10月から42年9月までが4万2,000円となっており、41年9月の4万8,000円よりも6,000円減額されている。41年10月から42年9月までの標準報酬月額が減額されていることに納得できないので、同期間の標準報酬月額を4万8,000円に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

D社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、昭和41年10月の定時決定において4万8,000円から4万2,000円に減額していることが確認できる。

しかしながら、D社の元総務部次長A氏は、「申立期間当時は、申立人は、外務職員から内勤職員に異動した時期だと思う。当時のD社の給与体系からして、給与自体が下がることは無いと思う。あるとすれば、外務手当、歩合手当は自動的に無くなるので給与所得は減少することになる。」と供述している。

また、当時の元同僚B氏及びC氏は、「当時、外務職員から内勤職員に異動したときに、歩合手当が付かなくなり給与収入が下がったことがあった。」と供述している。

さらに、同名簿によると、申立期間当時、標準報酬月額が申立人と同様に下がっている被保険者が複数確認できる上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

加えて、F 基金が管理している加入員台帳の記録によると、申立人は、昭和 42 年 1 月 1 日に標準報酬月額 4 万 2,000 円で同基金に加入していることが確認できる。

また、D 社と合併した E 社人事部からは、申立期間当時の資料が無いので、申立人の標準報酬月額が減額していることについては不明であるとの回答があった。

このほか、申立人の申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 7 月 26 日から 13 年 4 月 6 日まで  
平成 12 年 7 月 26 日から 13 年 4 月 6 日までアルバイトとして株式会社Aに勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出を受けた申立人に係る平成 12 年分及び 13 年分の退職所得及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに元同僚の供述から、申立人が、株式会社Aに勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主は、申立期間当時アルバイト社員は厚生年金保険に加入させていなかった旨の回答をしている。

また、上述の平成 12 年分及び 13 年分の給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、同源泉徴収簿に記載された総支給額から算出税額を控除した金額と申立人から提出を受けた預金通帳に記載された給与振込額とが一致していることが確認できる。

さらに、株式会社Aにおいて、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元同僚は、アルバイトは厚生年金保険に加入はしていなかった旨の供述をしている。

加えて、株式会社Aのオンライン記録には、申立期間における申立人の被保険者記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番が無いことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から



控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月まで  
② 昭和 48 年 11 月から 49 年 3 月まで

昭和 47 年 6 月 7 日から、A 社（現在は、B 株式会社）に継続して勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、年金事務所の記録では、申立期間の標準報酬月額が当時の給与支給額と異なり、引き下げられた記録となっている。当時の給与は年俸制であり、年俸を 14 か月に分割し、12 か月の給与と、夏冬の 2 か月の賞与として支給されていたので、年途中で給与の増減は無いのに、申立期間①については引き下げられた記録となっている。また、申立期間②については、給与は年俸制であり、毎年 5 月が昇給契約更新であるにもかかわらず 49 年 4 月に改定されることは不自然であり、既に改定時と同額の標準報酬月額であったはずである。調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、申立期間①については、昭和 47 年 6 月の資格取得時には 13 万 4,000 円であるにもかかわらず、その 4 か月後の同年 10 月の定時決定では 11 万 8,000 円に減額されており、減額されていないことを証明できる給与明細書等はないものの、給与が年俸制であったことから、減額となることは考えられないと申し立てている。また、申立期間②については、給与は年俸制であり、毎年 5 月が昇給契約更新であるにもかかわらず 49 年 4 月に改定されることは不自然であり、既に改定時と同額の標準報酬月額であったはずであると

て申し立てている。

しかしながら、B株式会社は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。また、管理職を含む全社員は入社後3か月から6か月程度の試用期間があり、その期間における評価の結果により、年俸の見直しや解雇となる場合もある。」と供述している。

また、元同僚も、「全社員が年俸制であったわけであるが、試用期間における評価の結果により、年俸の見直しや解雇ということもあり、さらには年途中でも勤務評価の結果、年俸が増減する社員もいた。」と供述しているところ、同事業所のオンライン記録では、管理職や多数の社員の標準報酬月額が随時改定されていることを踏まえると、同事業所は年俸制ではあったものの、年途中における給与の見直しにより、月額改定がなされた事情がうかがえる。

さらに、当時の複数の元同僚は、「当時、支給された給料額について、はっきり覚えていないが、自分についての社会保険庁(当時)の記録に間違いがあるとは思っていない。事業所における社会保険事務手続は正常に行われていた。」旨を供述しているほか、A社に係る事業所別被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 12 日から同年 4 月 1 日まで  
昭和 42 年 2 月 12 日から同年 3 月まで A 株式会社（現在は、B 株式会社）の女子寮に入り、C 業務をしていた。その間は、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査して被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B 株式会社の製造部門で、勤務していたとしている。

しかしながら、B 株式会社では、「申立期間当時の関係資料は保存されていないので勤務実態等の詳細は分からない。」旨の供述をしている。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から申立期間当時の被保険者であることが確認できる元同僚 13 人に照会したが、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料に関する具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録が無い上、D 組合 E 支部からは申立人に係る被保険者記録は無いとの回答であった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等も無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで  
昭和 49 年 4 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで有限会社A (54 年 3 月\*  
日に株式会社Bに社名変更) で営業として勤務していたが、申立期間の  
厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査して被保険者期間として認め  
てほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの現在の代表者及び有限会社Aの元同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、株式会社Bは、昭和 62 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、当時の元同僚二人は、「株式会社Bは、設立当初は厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和 62 年 10 月 1 日に適用事業所になり、それ以前は給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」旨の供述をしている。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 16 日から 47 年 3 月 8 日まで  
私は、昭和 46 年 8 月 4 日から 47 年 8 月 24 日まで有限会社A（後に、株式会社B）に勤め、この間継続して厚生年金保険に加入していた。  
日本年金機構の記録では、途中の昭和 46 年 11 月 16 日から 47 年 3 月 8 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無くおかしいので、調査し記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録では、申立人は、有限会社Aにおいて、昭和47年3月1日に資格を取得し、同年8月24日に離職しており、この期間以外に同社に係る雇用保険の被保険者記録は見当たらない。

また、当時の同僚 16 人に照会したところ、7人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人が申立期間において、有限会社Aに勤務していたことを確認することができない上、当時給与計算や社会保険事務を担当していた同僚は、申立人の申立内容に係る手続の具体的な記憶は無いものの、「不正に健康保険や厚生年金保険の資格喪失手続を行ったことは無く、被保険者資格の無い従業員の給与から保険料を控除するようなことは無かった。」と供述している。

さらに、オンライン記録から、当該事業所は平成21年1月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について供述を得ることはできない上、商業登記簿謄本によれば、株式会社Bは、昭和60年11月\*日に、有限会社Aの組織を変更して設立され、平成21年1月\*日に破産していることが確認できるが、有限会社Aに

係る商業登記簿謄本は既に廃棄されており、当時の役員へ照会を行うこともできない。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録はオンライン記録と一致しており、申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 4 月 1 日まで  
年金記録を確認したところ、平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったが、当該期間は、その前後の期間と同様に、A 職に臨時的に任用され、B 校に勤務していた。C 会が発行した履歴証明もあるので、調査と記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D 組合に照会をしたところ、平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 3 月 31 日までの期間については、同組合が、申立人に組合員証を発行した記録が確認されたことから、同組合の組合員期間として登録手続を行う予定であるとの回答があった。

また、D 組合は、「申立期間当時の臨時的任用者については、採用当初は厚生年金保険被保険者となるが、常時勤務に服する者について定められた勤務時間以上勤務した日が 20 日以上ある月が 12 月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以降引き続いて当該勤務時間により勤務する者は、同組合の組合員となる。」と回答しており、申立人は、平成 2 年 9 月末までにこの要件を満たしていることから、2 年 10 月 1 日から 3 年 3 月 31 日までの期間において、同組合の組合員であったものと認められる。

さらに、平成 3 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間については、C 会が発行した申立人に係る履歴証明において、同年 3 月 30 日付けで「願により本職を免ずる」との記載が確認でき、同年 4 月 1 日付けで「A 職に臨時的に任用する」との記載が確認できるほか、当該期間における雇用保険の記録は確認できない。



このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から 15 年 3 月 31 日まで  
私は、平成 11 年 4 月から 15 年 3 月まで、A 地に事務所があった「株式会社 B」に営業職として勤務したが、厚生年金保険の記録が無い。毎月の給与からは厚生年金保険料が控除されていたはずである。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 地に事務所があった株式会社 B に平成 11 年 4 月から 15 年 3 月まで勤務したと申し立てているが、商業登記簿謄本から、同社が C 地に事務所を置いていたのは、昭和 59 年 12 月までであることが確認できる。

また、株式会社 B の事業主は、「申立人は、当社には勤務をしていなかった。また、自分は平成 7 年から事業主になったが、申立期間当時、A 地に事務所は無かったし、新規の D も発行していない。」と供述している。

さらに、オンライン記録から、申立期間において、株式会社 B に被保険者記録が確認でき、照会可能な同僚 6 人に照会し、回答のあった 3 人全員が申立人のことを知らないと回答している上、二人は、「A 地に事務所は無かった。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間において雇用保険の加入記録が無い上、申立期間の全ての期間において国民健康保険に加入している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から23年3月1日まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。A株式会社に昭和21年8月から24年7月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において被保険者記録が確認できる同僚27人に照会し回答を得た18人のうち、一人が申立人の勤務に記憶があるとしているものの、勤務期間、保険料控除等の申立内容に係る具体的な供述を得ることができなかった。

また、当該事業所は昭和46年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており、申立期間当時の申立人の勤務状況及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和22年4月1日に被保険者資格を喪失し、23年3月1日に同資格を再取得したことが明確に記載されており、訂正、改ざんの形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。